

沖縄県立博物館・美術館指定管理者公募に関する質問回答 <第2回目>

NO	項目	質問事項	回答
1		市民展示枠の未設定について 仕様書には、市民団体による展示室利用の規定が見当たりません。 県の「沖縄県立博物館・美術館中長期計画」で掲げる「年間約15本の展覧会」目標に照らせば、市民団体に年1回3日間の展示室無償利用を認めることで、追加負担ゼロで展示回数を増加させることが可能だと考えます。 なぜこのような効率的かつ無償で実現できる仕組みが仕様書に反映されていないのでしょうか。	業務仕様書は、募集要項でお示した指定管理料の上限額の範囲内で利用料金制の採用により「指定管理者の業務」及び「管理運営の基準」の具体的な指針を示したものとなっております。また、利用料金の免除については、沖縄県立博物館・美術館管理規則第11条の規定により申請を受けて指定管理者により判断されることとなっております。 なお、現行の沖縄県教育振興基本計画(令和4年度～令和13年度)では年間の常設展・企画展・特別展の開催件数の目標値等は掲げられておりませんが、業務仕様書では、県の厳しい財政状況及び現行の博物館・美術館の組織・業務執行体制等を勘案した上で、常設展・コレクション展を除く県の企画展・特別展の開催回数は年間4～6本程度(4本は必須)とし、引き続き、県が使用していない期間における指定管理者による展示室の効果的な活用の提案・自主企画事業(企画展等)の実施により、県民が展示会等を観覧する機会を確保いただきたいと考えております。
2	7 美術館事業に関する基準 (1) 美術館の展示に関する業務① 美術館の展示活動の概要ア コレクション展示	休館期における教育普及活動の欠如について 令和8年度から始まる18か月の休館期に、「巡回展を2回(名護博物館で開催予定)、各12日間程度を予定しています」のみが規定されています。 しかし、教育普及活動や市民協働の観点から見れば、地域の公民館や学校敷地を活用した夏季プログラム等の具体的なアウトリーチ施策と実施目標の記載を盛り込むことが不可欠ではないでしょうか。 なぜこのような教育普及活動が仕様書から欠落しているのか、ご説明ください。	教育普及活動については、博物館については業務仕様書の6の(2)、美術館については7の(2)に記載しているとおり、一部休室の期間中も通常時と同様な活動を企画・予定しており、移動展も含め指定管理者と共に学校連携事業(出前事業等)の強化など引き続き、教育普及活動の充実に努めていきたいと考えております。
3		休館期におけるデジタル施策の未規定について 18か月に及ぶ休館期間に仕様書には、「デジタル展示」や「オンライン教育プログラム」に関する規定が一切ありません。 文化庁が「Innovate MUSEUM」構想においてデジタル化とオンライン公開を推進している中で、本県の仕様書がデジタル施策を欠落させている理由をお示してください。沖縄県が国の標準に後れを取ることを懸念しないのでしょうか。	博物館・美術館では、次期当館中長期計画の策定と併せてデジタル化等(博物館・美術館資料のデータベース化・WEB公開、情報の発信や共有化の強化、デジタル技術の活用等)に取り組むための検討を進めております。 デジタル化等には多額の予算が必要となることから、県の厳しい財政状況と、館内全室照明設備LED化等工事に伴う一部休室期間中における12万点を超える収藏品等の移動作業対応等を踏まえ、工事終了後に本庁・指定管理者と連携して文化観光拠点計画の策定・実施等によるデジタル化等に速やかに取り組めるよう一部休室期間中も継続して博物館・美術館資料の整理・アーカイブ化を進めていくこととしております。
4	5 施設等の管理運営に関する基準 (9) その他博物館・美術館の運営に関する業務 ① 博物館・美術館の支援組織との連携事業の実施	支援団体の削除について 令和2年度仕様書では「博物館友の会」と「happ」が正式な支援団体として明記されていましたが、令和7年度仕様書では「友の会」のみとなっています。 「沖縄県立博物館・美術館中長期計画」が掲げる「複数の市民支援団体との協働方針」との整合性をどのように説明されますか。特定団体を排除する仕様は、制度趣旨そのものと矛盾するものではありませんか。	計画期間が今年度までとなっている現行の当館中長期計画では、第4章の1の(2)の「④ 魅力的な展示・教育普及プログラムの展開」で「支援団体とのパートナーシップを高め、より魅力的な教育普及活動を展開します。」、「③ 県民・観光客等来館者の文化芸術活動の環境整備」で「当館の各支援団体(博物館友の会・美術館支援会 happ)による展示交流員・監視員、ボランティアによる教育普及事業への支援、展示ガイド等の取組を継続・発展させます。」と記載しております。 業務仕様書では、展示公開を継続実施していくため現時点での展示交流員・監視員の配置対応、教育普及事業への支援の状況、博物館・美術館の現指定管理者による支援組織との連携事業の実施状況等を踏まえ、記載しております。

NO	項目	質問事項	回答
5		過去5年間の光熱水費の額及び内訳(電気料金、ガス料金、水道料金の月額)をご教示願いたい。 また、LED工事期間中は、工事個所の空調を稼働する必要があるか。	過去5か年分の光熱水費の内訳については、別添の参考資料をご参照願います。 また、博物館・美術館については、常時開放できない施設のため、LED工事期間中の工事箇所についても、空調は稼働するものと想定しております。
6	指定管理施設等の管理業務に係る個別明細書 施設管理(中央監視業務) 中央監視業務委託仕様書 3 業務員 エ	個別明細書P3エ「第2種冷凍保安責任者(副)は委託会社勤務とし、緊急時には、すぐに対応できるようにする。」とあるが、上記「委託会社勤務」とは、指定管理者のことか、または施設管理外注先のことか。	委託会社とは、指定管理者を想定しており、再委託する場合はその再委託先になるものと想定しております。
7		職員執務室についてフリーアドレスを検討している。館内のwifiの整備状況について次の点をご教示願いたい。 ・業務用に使用できるwifiの可能エリア(追加整備の可否を含めて) ・一般来客者等が使用できるwifiの可能エリア(職員が業務利用することの可否も含めて) ・業務用に有線LANが利用可能なエリア(LANポートの設置状況、追加整備の可否)	業務用のwifi及び有線LANは指定管理者が設置することになっており、基本的に全館可能と考えておりますが、詳細は設置業者等の確認が必要となります。 一般来客者等が使用できるwifiエリアは、Be.okinawaがエントランスホールにあります。 現時点で業務用(指定管理者用)の有線LANは執務室内に設置されています。 なお、wifi及び有線LANの設置・追加については県との調整が必要となります。
8		指定管理上限額が令和8年度は大幅増となっているが、その理由と内訳を可能な範囲でご教示願いたい。	指定管理料の算定については、人件費は賃金構造基本統計調査等から算出した単価と法定福利費の所要額を見積もっています。加えて、昨今の社会情勢を鑑みて、施設管理等に係る委託関係の労務単価や光熱水費などの経費上昇も織り込んでいます。 また、一定の間接経費比率を乗じ指定管理者の利益等についても見込んでいます。 なお、令和8年度及び令和9年度については、県側で館内照明設備LED化工事及び特定天井改修工事を予定しており、これによる管理経費及び利用料金収入等の変動から、令和10年度から令和12年度までの指定管理料と差が生じております。
9		職員の増員(20名程度)を行った場合、執務室として使える場所を示してほしい。	博物館・美術館の会議室等及びその配置については、ホームページに掲載している平面図(当館の指定管理者募集の「参考資料2」)のとおりです。 指定管理者が施設管理等以外で利用可能な会議室等は、現指定管理者が執務室として使用している1階の「54事務室(13との間含む)」のほか、使用目的が特定されることになりますが再委託を含め職員を配置している「55展示交流員控室」「14支援会室」「15博物館ボランティア室」「17博物館ふれあい体験室」「21ミュージアムショップ」「25発券」「26総合案内」「29情報センター」「44美術館ボランティア室」となっています。なお、「53会議室」は指定管理者が管理を行い、特別会議室として連絡調整会議の開催をはじめ県と指定管理者が共同で使用しています。 必要に応じて、博物館・美術館に確認・調整のうえ、適切にご対応ください。

NO	項目	質問事項	回答
10	業務仕様書 6博物館事業に関する基準（２） 博物館の教育普及事業の実施に関する業務④指定管理者の行う教育普及活動－ア 7美術館事業に関する基準（２） 美術館の教育普及事業の実施に関する業務③指定管理者の行う教育普及活動－ア	仕様書P13,15にそれぞれ記載の教育普及事業について、専属の統括職員及び職員は博物館と美術館を兼務可能か。	兼務不可です。 博物館と美術館のそれぞれに、教育普及活動を担う専属の統括職員１人と専属の職員１人以上を目安に配置してください。 (指定管理者による博物館の企画展示室・特別展示室及び美術館企画展示室(ギャラリー)の活用に係る専属の職員(学芸員有資格者等)の配置とは異なります。)